

計画作成年度	平成 2 5 年度
計 画 主 体	青森県外ヶ浜町

外ヶ浜町鳥獣被害防止計画(案)

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 : 青森県外ヶ浜町 地域支援対策室
所 在 地 : 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2
電 話 番 号 : 0 1 7 4 - 3 1 - 1 2 4 5
F A X : 0 1 7 4 - 3 1 - 1 2 4 6
メ ー ル : yoshiichi-kousaka@town.sotogahama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ニホンザル、アナグマ
計 画 期 間	平成26年度～平成28年度
対 象 地 域	青森県外ヶ浜町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成25年度)

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状	
	品 目	被 害 数 値
ニホンザル	ばれいしょ	0.69ha 230,000円
〃	トマト	0.01ha 14,000円
小 計		0.70ha 244,000円
アナグマ	—	— ha — 円

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザル</p> <p>町内全域で10数年前からニホンザルによる農作物被害が見られるようになり、近年は被害報告が増加している。特に、農作業が始まる4月から11月にかけては頻繁に出没し、農作物の被害が多発している。</p> <p>また、被害は農作物にとどまらず、人慣れしたサルが農作業の従事者に近づき、威嚇するなど人的な危険性も高まる傾向にある。</p> <p>アナグマ</p> <p>町内全域で2年前からアナグマによる農作物被害が発生し始め、駆除要請が増加している。農作物被害は、ばれいしょや大豆の収穫期の被害が出ている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

獣種	区分	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成28年度)
ニホンザル	被害金額	244,000円	170,000円
	被害面積	0.7 ha	0.35 ha
アナグマ	被害金額	— 円	— 円
	被害面積	— ha	— ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	被害発生時に実施隊員による、捕獲・追払い等を実施してきた。 また、平成22年度より役場有害鳥獣捕獲業務担当職員が狩猟免許（ワナ猟）を取得し、箱わなによる捕獲も実施している。	被害の拡大により実施隊員による出沒時の即座の対応が難しい。 また、実施隊員や農家の高齢化と若年層の掘起しが進まないことなどにより、担い手の育成に限界を生じている。
防護柵の設置等に関する取組	被害者がロケット花火や防護柵（木材や鉄パイプ等使用）・漁網等の設置で対応している。 また、平成23年度からは実施隊員による、銃の空打ちによる追払いや電気柵を2か所設置し効果を上げている。	被害者が防護柵や漁網等の設置で対応している個所はかなり増えてきているが、設置方法等が万全でないため期待するほどの効果が上がっていない。 今後は、効果的な電気柵の設置も考えられるが、費用が高額なため、財政的に厳しい現状では、国等の補助事業等がなければ困難である。

(5) 今後の取組方針

<p>農作物被害については、被害農家の情報を基に被害状況を調査する。</p> <p>また、鳥獣の生態や生息状況等を踏まえ、箱ワナの増設や追い払い効果の高い器材の使用を農家に指導するとともに、実施隊員との連携を密にして、有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図っていく。</p> <p>特に実施隊員には町の状況を理解してもらい、できるだけ迅速な対応を求めるとともに物心両面での支援をとおして若手の育成を図る。</p> <p>また、防護柵のなかでも特に効果が期待できる電気柵については、現在、町内2ヶ所に設置し、効果を上げていることから、今後は町内全域に設置するよう検討していくとともに、現在、農家が設置している防護柵についても効果的な対策となるよう改善、指導を実施する。</p> <p>その他、鳥獣被害対策を実施する人材の育成に力を注ぐとともに、有害鳥獣が出没しやすい環境を除去し、耕作を放棄させない集落環境づくりを地域ぐるみで推進していく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

別紙「有害鳥獣捕獲等フロー」参照。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
26年度 ～ 28年度	ニホンザル アナグマ	被害地域の農家に対して、被害防止対策等を安全かつ効果的に実施できるように、外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会による研修会を開催する。 また、捕獲する人材を育成するとともに、捕獲用箱ワナも計画的に増設していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① ニホンザル
平成23年度に実施した生息調査で、町内に15群423頭が生息していることが確認されたことから、有害捕獲を実施する場合は、繁殖率等を勘案して、年間当たり50頭を上限に捕獲する。

② アナグマ
被害対策を実施して来なかったため、**食害地域が拡大傾向**にある。そのため、農家等からの情報提供や耕作農地割合を勘案し年間当たりの捕獲計画数を5頭とする。
なお、今後、被害防止対策の効率的な運用と鳥獣保護の適正を期するため、最も基本となる直近の生息数調査を独自に実施する方向で検討し、その結果次第では、捕獲数の増減も適宜調整していく。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
アナグマ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
<p>ニホンザル</p> <p>有害鳥獣捕獲の中で最も効果が期待できる銃器及び箱ワナ等による捕獲を行う。</p> <p>また、銃器での空砲及び鳥獣被害対策実施隊によるロケット花火や電動ガン等による追い払い・追い上げ活動を実施する。</p> <p>アナグマ</p> <p>有害鳥獣捕獲の中で最も効果が期待できる銃器及び箱ワナ等の方法で捕獲する。</p> <p>また、銃器での空砲及び鳥獣被害対策実施隊による花火や電動ガン等による追い払い・追い上げ活動を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限委譲済）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル アナグマ	補助事業等の財源確保が可能な場合、整備面積等を協議のうえ実施。	補助事業等の財源確保が可能な場合、整備面積等を協議のうえ実施。	補助事業等の財源確保が可能な場合、整備面積等を協議のうえ実施。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度 ～ 28年度	ニホンザル アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> 実施隊員の高齢化による担い手不足を解消するために、講習会を開催し人材を育成する。 耕作地周辺の環境整備を図り、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進する。 被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報紙等による地域住民への啓発活動を行う。 発信器を活用した調査を行い、より正確な生息数及び生息域等の明確化を図る。 効率的に被害軽減を実施している、他市町村の取り組みを地域住民とともに研修し、被害軽減に向けた意識の高揚を図る。

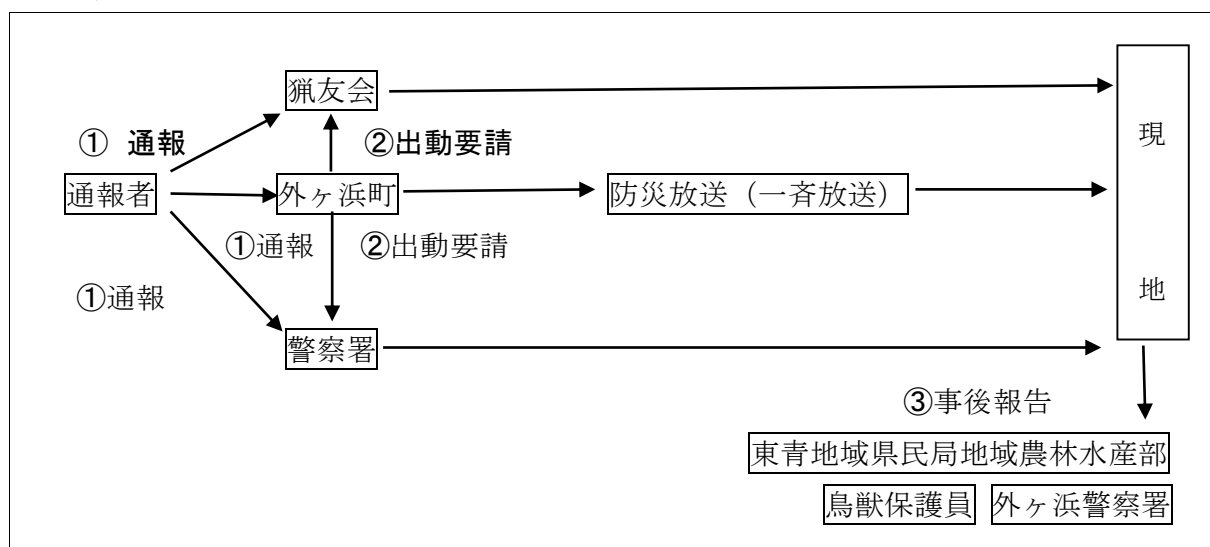
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
外ヶ浜町 地域支援対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・町内一斉防災無線放送 ・警察署・猟友会への出動要請
青森県警 外ヶ浜警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・銃器等の取扱指導、助言等
青森県猟友会 今別支部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急捕獲対応

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
青森農業協同組合蟹田支店（支店長）	被害農家からの情報提供等
津軽広域農業共済組合（理事）	被害農家からの情報提供等
各地区農家代表（若干名）	被害農家等からの被害状況及び目撃情報提供等
青森県猟友会東青支部 今別地区猟友会（事務局長）	有害鳥獣の捕獲（銃による捕獲と空砲による追い払いを含む）の実践等
鳥獣保護員	鳥獣の生態や生息状況等の助言
東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室（担当者）	本協議会への指導・助言等
外ヶ浜町産業観光課（課長）	農家の経営状況や農業施策の情報提供等
外ヶ浜町総務課（課長）	町の総合施策に係わる農家情報等の共有
外ヶ浜町地域支援対策室（室長）	鳥獣被害の実態把握と啓発活動等、及び有害鳥獣の捕獲（檻使用）と追い払いの実践等
外ヶ浜町平舘支所地域生活課（課長）	鳥獣被害の実態把握と啓発活動等
外ヶ浜町三厩支所地域生活課（課長）	鳥獣被害の実態把握と啓発活動等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者として、青森県猟友会東青支部今別地区猟友会と役場ワナ猟狩猟免許取得者等から外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊員15名（猟友会会員10名と農家1名及び役場職員4名で構成）を任命し、事務局を役場地域支援対策室に置いて迅速な対応にあたる。実施隊が行う被害防止施策としては銃器及び箱ワナ等による捕獲等を実施する。

なお、本実施隊員は鳥獣被害防止特別措置法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対策協議会と各地域の情報交換が的確に行われるよう、関係機関を含め連携を図る体制づくりを推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

銃により捕獲した有害鳥獣は、速やかに埋却処分または焼却処分を実施する。

箱ワナにより捕獲した有害鳥獣は、炭酸ガスを用いて処理（致死）後、速やかに埋却処分または焼却処分を実施する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

